



平成19年8月7日

各 位

会社名 ブルドックソース株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 章子
(コード番号2804 東証第2部)
問合せ先 取締役経営企画室長 佐藤 貢一
(TEL 03-3668-6811)

新株予約権発行差止仮処分命令申立てに係る特別抗告及び許可抗告の棄却について

平成19年7月11日付け「新株予約権無償割当ての効力発生並びにSPJSFによる特別抗告及び許可抗告に関するお知らせ」及び同月27日付け「東京高等裁判所によるSPJSFの抗告許可の申立ての許可決定に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド（オフショア）、エル・ピー（以下「SPJSF」といいます。）は、東京高等裁判所が7月9日付けで行った当社第2回新株予約権無償割当ての差止仮処分命令申立てについての東京地方裁判所の本年6月28日付け却下決定に対する即時抗告を棄却する旨の決定を不服として、特別抗告及び抗告許可の申立てを行い、その後、最高裁判所において抗告事件が審理されておりましたが、本日、最高裁判所は、特別抗告及び許可抗告をいずれも棄却する旨決定いたしましたので、ここにお知らせいたします。

当社の新株予約権無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）は、平成19年6月24日開催の当社第82回定時株主総会における特別決議による株主の皆様のご承認に基づき行うものであり、最高裁判所の決定は、東京高等裁判所及び東京地方裁判所と同様に、かかる株主の皆様のご判断が正当なものであることと最終的に認めていただいた妥当なものであると考えております。当社は、これにより、所定の方針どおり、本新株予約権無償割当てに関連する手続きを進めてまいります。

なお、今後の手続等も含めて、当社から開示される情報、通知等には、引き続き十分にご留意ください。

記

1. 特別抗告の棄却の決定

(1) 決定日

平成19年8月7日

(2) 決定の内容

SPJSF の抗告を棄却する。

抗告費用は SPJSF の負担とする。

2. 許可抗告の棄却の決定

(1) 決定日

平成19年8月7日

(2) 決定の内容

SPJSF の抗告を棄却する。

抗告費用は SPJSF の負担とする。

以 上